

第1回家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会議事録

1 日時：令和7年4月28日（月）10：00～11：45

2 場所：農林水産省畜産局第1会議室

3 出席者

委員：島田座長、穴田委員、石木委員、大山委員、越智委員、小谷委員、強谷委員、林委員、
伏見委員、安森委員

農林水産省：畜産局 関村審議官、富澤畜産振興課長、飯野家畜遺伝資源管理保護室長、
伴総括課長補佐、露木課長補佐、佐野技術専門官、西畑畜産専門官

4 概要

【開会】

（飯野室長）

それでは、定刻となりましたので、只今から「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、第1回目の検討会となりますので、座長が選出されるまでの間、私、畜産振興課家畜遺伝資源管理保護室長の飯野が司会進行を担当させていただきます。

開会に先立ちまして、関村審議官から挨拶させていただきます。

【冒頭挨拶】

（関村審議官）

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会の開催にあたり、一言挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、本検討会にご出席いただき、ありがとうございます。

さて、畜産を含めた農政全体の方向性としましては、昨年6月5日に、食料・農業・農村基本法が公布・施行されたところです。これを受けて、食料・農業・農村基本計画の策定作業が始まり、同時に畜産関係でも、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、家畜改良増殖目標等など合計4本の基本方針等の策定作業に入りました。本年4月11日に、食料・農業・農村基本計画が閣議決定されたのと同時に、4本の基本方針等についても公表させていただいたところであり、現在、その周知を図っているところです。我が国の畜産は、ここ10年で、農業生産額が137%増加しました。農業生産分野でも、特に伸びている分野でございます。

また、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大についても着実に推進しておりますが、中でも牛肉が重要品目として位置づけられており、さらなる輸出拡大が期待されています。省を挙げて輸出拡大に取り組んでいる中で、畜産局も関係団体や業者の皆様と一緒に、輸出拡大を進めているところです。

生産の方について、一時期、和牛肉枝肉価格や子牛価格も低下していましたが、ここ2・3ヶ月は牛肉の枝肉価格も前年を上回る状況になり、子牛価格も上昇傾向になっています。これは、我が国の多様な食生活に応じた牛肉生産が着実に行われてきている中で、特に、和牛については、改良が飛躍的に進展したことによるところが大きいと考えています。

基本計画や酪肉近の策定作業の中でも検証しましたが、平成3年に牛肉自由化された際には、和牛については差別化をしていく方向で肉用牛関係者一丸となって改良を進め、当時は、A5規格が10数パーセントでしたが、2023年度には63.5%まで増加しています。これについては、これまでのサシを一層入れる改良から、脂肪酸組成や小ザシに着目した改良を推進していくことが議論され、その方向で明確に基本指針等にも位置づけをさせていただきました。このように、和牛肉が差別化されて、優位性が確保されたところではありますが、引き続き、維持・向上をさせていく必要があります。

こうした優位性を維持向上させるためには、遺伝資源の流通管理や知的財産権の価値の保護が重要と考えています。本検討会のテーマとなる家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律については、生産事業者の利益保護や公正な競争を確保して家畜遺伝資源の不適切な流通等を防止することを目的として、令和2年10月に施行されたところです。同法附則第3条において、施行の5年以内に施行状況を勘案して、その結果に基づき必要な措置を講ずることものと規定されております。その規定に基づき、施行5年を迎える今年に、皆様方にお集まりいただき検討を進めるものです。この検討会の委員につきましては、当時検討会に参加いただいた方に検証していただくのが合理的かつ効率的と考えており、皆様方にご就任いただいたところです。よく承知をされている皆様方に活発にご議論をいただき、この法律が引き続き適切に運用されることを期待して、忌憚のないご意見を賜れればと考えております。

(飯野室長)

ありがとうございました。ここで報道関係の方々は、退出くださいますよう、よろしくお願いします。

【カメラ退出後】

それでは、資料1別紙に基づき、50音順で委員を紹介させていただきます。島田委員でございます。穴田委員でございます。石木委員でございます。大山委員でございます。越智委員でございます。小谷委員でございます。強谷委員でございます。林委員でございます。伏見委員でございます。安森委員でございます。続きまして、農林水産省の出席者を紹介いたします。畜産局審議官の関村でございます。畜産振興課長の富澤でございます。課長補佐の露木でございます。技術専門官の佐野でございます。畜産専門官の西畑でございます。総括課長補佐の伴でございます。そして、私、家畜遺伝資源管理保護室長の飯野でございます。その他、当省の担当者も控えさせていただきます。

【配付資料確認・座長選出】

(飯野室長)

続きまして、本日配布しております資料を確認させていただきます。お手元に用意しました配布資料一覧の通り、資料1から3と参考資料1から3までございます。不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

また、資料1「本検討会の設置について」の3(3)にあるとおり、座長を選出する必要がございますが、いかがでしょうか。ご異存がなければ、事務局からご指名をさせていただきたいと思

いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、肉用牛関係の幅広いご知見をお持ちであり、平成 31 年に設置されました「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」において座長をお務めいただいた島田委員に座長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(飯野室長)

それでは、島田委員に座長をお願いしたいと思います。島田委員、恐縮ですが、こちらの座長席に移動いただけますと幸いです。

(島田委員席移動)

(飯野室長)

それでは、島田座長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(島田座長)

島田でございます。ご指名ですので、座長を務めさせていただきます。簡単に自己紹介させていただきますと、これまで農林水産省の関係研究機関である農研機構において、黒毛和種の繁殖雌牛の繁殖能力や肉用牛の品種改良に長年携わっていましたが、現在は、独立行政法人家畜改良センターで非常勤理事となっております。そのような経緯で、この委員会に呼ばれていると思っております。この度は、委員の皆様のご理解をいただきながら、検討会を進めさせていただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。それでは、これより私から議事を進行させていただきます。座長の代理については、座長が指名することになっておりますので、どなたかにお願いできればと思っておりますが、私としては、令和元年に設置されました「和牛遺伝資源の知的財産価値の保護強化に関する専門部会」で座長をお務めいただいた石木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(島田座長)

それでは議事に入らせていただきます。本日は第 1 回目の検討会となりますので、議事「(1) 検討会の進め方について」事務局から説明をいたします。

(富澤課長)

富澤から説明させていただきます。資料 1 の設置要領に基づいて運営をしていくことになりま

すが、資料2をご参照ください。概略になりますが、遺伝資源に係る不正競争の防止に関する附則第3条に係る検討会について、「1.検討会の趣旨」にも記載があるとおり、学識経験者、畜産関係団体等から構成する「家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律附則第3条に係る検討会」を開催し、家畜遺伝資源生産業者への影響や家畜遺伝資源に係る侵害事例等、法の施行状況を勘案し、その結果に基づき必要な措置を検討するというところで、今回お願いしているところです。

また、「2. 検討会の運営」につきまして、(1) 検討会は非公開、(2) 検討会の資料は、原則、会議終了後、ホームページによる公表する、(3) 検討会の議事概要については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページにより公表する。「3. 検討会のスケジュール」ですが、本日4月28日に第1回を開催させていただき、この中で法律の施行後の取組状況や確認された事象を踏まえた課題と検討方向の整理をいただきます。第2回は、5月中旬に予定しており、課題と検討方向を踏まえた検証と対応の方向性について、議論をいただく想定であり、第3回は6月に全体を取りまとめさせていただければと考えております。

(島田座長)

只今の説明についてご意見等あれば、お願いいたします。

(特に意見等なし)

(島田座長)

特にないようですので、続きまして、これからの議論にあたりまして、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律について、令和2年法律施行からこれまでから現在までの状況を把握する必要があると思います。議事次第に基づき「家畜遺伝資源にかかる不正競争の防止に関する法律等の施行状況について」事務局から説明をいたします。

【佐野技術専門官から資料3について説明】

(島田座長)

ありがとうございました。今回は、取組状況や確認された事象を踏まえた課題と検討方向を整理するというものですので、只今の説明を踏まえて、各委員の専門分野の観点から、主に「課題と検討方向」の設定の考え方、「検討にあたって留意すべきこと」の視点で、順番にご質問、ご意見をいただきたいと思います。その際、3名の委員からご説明いただいた後、事務局から回答や応答をいただきます。それでは穴田委員からよろしくお願いいたします。

(穴田委員)

私の方から現場の実情等を踏まえてご意見します。まずは、全体として、法律の改正により、非常に多くのところで成果があり、不正と言うよりは、様々な誤りが減少してきていると認識しています。一方で、資料3P6にあるように、家畜改良増殖法に基づく立入検査の成果が大きかったことは事実だと思いますが、全てを網羅できている訳でもありません。現場の状況では、家畜人工授精所としての届け出をしてきているところが増えている一方で、自己の雌牛に注入する場

合はこの限りではないという状況があり、全ての家畜人工授精師が家畜人工授精所として届け出をしているわけではなく、立入検査が十分ではない部分もあるのではないかと考えます。そういう意味で、自己雌牛に注入する場合は様々な証明書類が自己完結していると想定され、管理が不十分になる点もあるのではないかとと思うので、もう一步踏み込んで、立入検査の対象として拡大できないでしょうか。

2点目は、現在、受精卵産子が増加しており、年間の子牛登記頭数のうち16%程度、約8万頭の子牛が受精卵で生産されています。そのような状況の中で、家畜改良増殖法施行規則の様式において「家畜体内受精卵証明書」と「体内受精卵採取に関する証明書」とよく似た証明書が2種類ありますが、体内受精卵採取に関する証明書については、おそらくその場で雌牛に移植する場合を想定されていると思います。そういった場合に、これら2種類の証明書はほぼ同じ様式だが1点だけ違う事項があり、それは、種付け又は精液注入年月日があるかないかという点で、現場での混乱が生じている状況にあります。出す相手が違うので、正しく認識していれば誤りは生じないはずですが、同じような様式で、受精卵採取に関する証明書と受精卵に関する証明書が存在していることから、混乱が生じていると思われます。1頭の雌牛から受精卵を採取し、近くの農場の農家が自分の牛をもってきて2頭、3頭と移植すると遺伝資源の管理の観点から難しい状況もあるので、このあたりの整理が必要かと思います。

最後は、資料3P9にあるように、A家畜人工授精所とB家畜人工授精所があり受精卵が流れていく中で、何かの誤りがあった場合、追跡しようとする、AなのかBなのか、トレースし難い場面がある点です。AとBが契約を締結され、実際には家畜未受精卵を動かしていると思うので、その責任の所在という意味において現在の流れのままでは曖昧となっています。家畜人工授精用精液については、採取した人が明確で、そこから流通させているため、責任の所在は明確かと思います。一方で、家畜受精卵の場合は、家畜未受精卵だけ採取する人、体外授精だけする人がいる中で、責任の所在が曖昧で課題があると思います。

(石木委員)

実際の家畜遺伝資源の生産、流通の業務に携わっていないので、今のところ気づきはありません。関心事項で申し上げれば、オーストラリアに和牛の遺伝資源が流通している話があったと思うが、最新の時点の情報として、その影響や豪州産WAGYUとの差別化はどうなっているのか、気になっています。

(大山委員)

私も穴田委員がおっしゃっているところが気になっているところではありますが、いずれにしても、本日のご説明の中では深刻な成果冒用行為が起きていないとのことだったので、これは法律の周知をさせながら、運用させた関係者の努力として評価できると思います。ただ一方で、立入検査については約3,400件が終了していて、地域によっては地域内の家畜人工授精所が一巡したところもあれば、半分くらいしか回れていないところもあると思います。そのあたりマンパワーも限られている中で、農水省や自治体でも周り切れていないと思うので、まずは、一巡することが大事かと思います。残りの家畜人工授精所への立入検査も大変だと思いますが、しっかりと進めて行くことかと思います。その上で、自己の雌牛に注入するところが限定的に認められ

ている中で、家畜改良増殖法第 35 条では、「家畜人工授精所その他人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ」とあるので、自己の雌畜に注入する農家も対象になっていると思います。まだ、一巡していない中では、順番として先に家畜人工授精所から対応して、かつ、まだ家畜人工授精所も約 3,400 件しか対応できていないので、まだまだ潜在的には立入対象の農家がいます。正に実行性を高める上では、立入検査が肝になってくると思います。

（飯野室長）

穴田委員と大山委員から意見のあった「立入検査の優先順位や自家授精」について、正しくご指摘のとおり立入検査をうまく回していくことが大事であるということが基本認識です。その上で、今までの取組の実態をお話すると、法律施行前後で家畜人工授精所の開設数が増えたので、まずはそこを優先して立入検査をしています。その中で大山委員からご指摘のあったように地域性があり、九州、北海道、東北などは家畜人工授精所の数が多く、一方で北陸などの地域は少ないです。そのため、ご指摘のとおり、一巡したところもあれば、そうでないところもあるのが実態です。2 巡目以降どうするのか、1 巡目っていないところはどようするのか、について整理する必要があります。

また、「家畜人工授精所を開設していない農家における自家授精について」は、精液の流通で疑義がありそうな場合、家畜人工授精所を開設していない農家であっても立入検査をしている実績があるので、そうした対応をさせていただいています。

さらに、「家畜受精卵の流通の中で、A と B があって役割が曖昧ではないか。」というご指摘について、正しくそういった問題意識を我々も持っており、今回の事案については、取り違えがあったことを発端に分かり、立入検査をしたところです。立入検査の中で、役割分担に疑義があることが分かり、技術指導通知を発出しました。資料 3 P 9 の技術指導通知のポイントを参照いただくと、例えば（3）「と畜場の開設者、と畜検査委員その他卵巣採取に係る関係者と家畜卵巣の採取方法について事前に協議を行った上で必要な契約を締結することにより、責任関係の明確化を図るように努めること」や（5）にあるように業務の分担に関しても、「業務委託契約等により、役割や責任の範囲を明確にすること。」ということで、指導通知を出したところです。こうした指導をしっかりとやっていくこと、効果的にやっていくためにどうすべきかとところが一つ論点としてあると思います。

石木委員の豪州産 WAGYU の関係ですが、これまでの議論で重要なところかと思うので、おさらい的に話をしますと、平成 10 年までに生体及び精液がアメリカに流出したところです。それ以降は、民間での取組や我が国での疾病の発生の関係で衛生条件が整っていないこともあり、遺伝資源の流出はありません。とは言え、和牛遺伝資源をどうやって守っていくのかは非常に重要な課題なので、これまで何度か検討会がもたれて検討されてきたところです。一つ目の平成 18 年の「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」では、家畜遺伝資源に知的財産権を付与することができると議論がなされました。それについては、植物のように新品種を保護する国際条約が無くて、均質性や安定性といった同一種子から同じものができないわけではないということで、種苗と同じような育成者権を設定することは難しいという整理がなされたところです。二つ目、直接的な輸出制限については、外為法の中で武器や有限な天然資源等の輸出制約がありますが、直接

的に和牛の遺伝資源までは GATT との整合性で難しかろうということで整理されました。そういったことを踏まえ、団体主導での輸出自粛や精液の適正な流通管理、国内の和牛表示を厳格化していくことで対応をしました。その後、平成 30 年に家畜遺伝資源法を制定する契機となった中国への和牛精液等の輸出未遂事件が発生し、平成 18 年の整理を踏まえながら、より一層管理強化をできないかということで、前回の検討会の立ち上げに至りました。そこで、家畜改良増殖法において、家畜人工授精所以外では精液等を保存や譲渡をしていけない旨明文化するとともに、譲渡等記録簿の義務化という形で流通管理を徹底しました。また、家畜遺伝資源法において、畜産関係者の事業の中で付加価値が高まった知的財産の価値を有するという一方で、契約により利用の制限を付することをしてきました。こうした長年に渡る議論で今の形になっています。今の形の中で、一定程度機能はしていると考えている一方で、譲渡契約が 100%結ばれているわけではないことや立入検査の指導の状況等を踏まえて効果的に流通管理をしていくにはどうすれば良いかという観点でご議論いただければと考えています。また、豪州産 WAGYU 肉については、豪州から中国等に輸出されていると理解していますが、一方で日本産牛肉は中国への輸出解禁になっていない中ではあるものの、その他への輸出が伸びている状況であります。また、自身の経験として、イギリスで豪州産 WAGYU 肉を見た時には、日本の和牛肉とは明らかにものが違っていました。そういった意味では、日本の和牛の強みは十分にあると思っています。

(島田座長)

豪州産 WAGYU について補足すると、日本畜産学会報 2 月号に家畜改良センターによる豪州産 WAGYU を取り寄せて国産和牛と比較した論文が掲載されています。物理的な差やパネル試験なども行っており、飯野室長から話がありましたが、現状は科学的に見ても、質やおいしさの側面で、明らかな差があることが分かっています。また、参考資料 3 P10 において、冒頭の関村審議官の話にもあったように、この 10 年間で、和牛去勢牛の格付けの割合について、平成 23 年では 20%に満たなかった A5 の比率が、直近 70%近くまで伸びています。仮に 10 年前に体外受精卵が海外に流出した際、その受精卵が持っている脂肪交雑に関する優良遺伝子の保有確率は 20%未満だったものが、現時点では 10 頭に 7 頭は A5 になります。10 年前と現在では、流出した場合のことの重大さは異なってきているところです。この検討会での議論は非常に重要かと思います。引き続き、越智委員お願いいたします。

(越智委員)

5 年前も出させていただいた法律検討当初は、法律制定まで行けるのかと思っていましたが、法律制定まで至ったことは本当に立派なことだったと思います。法律が立派だったとしても、如何に運用して広めていくのは、皆様のご努力が必要で、この立入検査の結果をみて、一巡できないところもあるものの、非常に良い状況だと思います。一方で、書類の不備があるところについては、それを指摘しながら対応することになると思いますが、法律制定当初も、現場でこういう書類を書くことについて農家ができるのかという議論がありました。簡略化している部分もあると思いますが、良い法律を広めていくためには、書類の更なる簡略化が大事で、罰則はありますが、それは最後の最後の対応で、やはり農家に受け入れてもらえるのが大事だと考えます。この 10 年間の改良の結果もあり、確かに今の受精卵が外に出してしまうと、この改良が持ち出されるという

大きな問題となり、そこはしっかり知財保護の観点から守ることが大事です。現場の方々にお疲れ様ですと申し上げたいと思います。

(小谷委員)

関村審議官も冒頭におっしゃっていたように、135%増の輸出について、改めて和牛の価値の重要性は大事だと思います。その中で、生産現場を取材する立場からの質問として、資料3P6における351箇所での改善指導したと記載があり、業務内容の指導件数の合計数の不一致があると思いますが、一箇所の家畜人工授精所において複数指導がされるという理解でしょうか。保存のみというのが、農家で家畜人工授精所を開設されるものと理解しましたが、指導内容として記入漏れ・記載漏れが多いということ踏まえると、生産現場で、日々の仕事の中で人工授精を扱う際に、もう少し簡便化できないものかということを感じました。それから、資料3P12の「(R)」表示について、家畜人工授精用精液と家畜受精卵において何故この差が生まれているのか今一度教えて貰いたいです。また、「(R)」表示をつける理由について、一般の人に説明することを想定した際、何故必要なのか、何のためのルールかを教えていただきたいです。

(強谷委員)

日本家畜人工授精師協会としては、この法律の施行に伴い、如何に周知して、啓蒙するかというところを中心に、全国各地で研修会等も開催させていただいた中で、地道にやらせていただきました。そういった中で、少なくとも当協会の会員は、周知が徹底されていると思いますが、全ての家畜人工授精師が会員ではないことや自家授精をするところは把握しきれていないです。家畜人工授精所ではなくとも、ボンベを持っているところは存在しているので、そこでどういった管理をしているかというところは我々も手が届かないところです。きちんと全部網が張られるかということについては、粒差に注視していかなければならないと思います。そうした意味では、我々が手に及ばないところは、県の協力を得ながらフォローをしていく必要があると思っています。指導内容を見ると、証明書の発行や書類の記載漏れが指摘されているようで、資料3P8では流通管理のシステムの整備もされているということですが、登録者数はいるが利用者が少ない状況かと思います。当協会の会員の中には、民間のシステムを使って効率的に事務処理を対応されているところもあるようなので、どうして利用が進まないのか要因を分析し、民間のシステムが利用されているのか比較検討して、改善すべきポイントがあれば、そういったところに手をつけていただくことを検討して貰いたいと思います。

(佐野専門官)

小谷委員からのご質問のあった資料3P6の立入検査の実施状況について、一箇所の家畜人工授精所に複数の指導があることから数の不一致があります。また、資料3P12の「(R)」表示については、精液では48%、受精卵35%が実施をしています。資料3P13において、「(R)」表示をする理由として、使用制限を付した契約契がされたものは法律の保護対象になりますが、一方で、契約を結ぶ前に盗まれたものについても、法律の保護対象とすべく資料3P13の右側に記載のある省令で規定しており、契約の約款をHPに公表したり、使用制限などを家畜人工授精用精液証

明書等に表示する、又はストローに「(R)」表示をする、といったことがあり、実際に「(R)」表示されたものは、飼養者の範囲や使用目的が付され、かつ、意思表示をされたものとして取り扱い、法律の保護対象となります。当初、譲渡契約をどんどん進めて行こうと取り組んできたので、省令に係る表示の周知が不十分だったところもあると考えています。

(飯野室長)

強谷委員からご意見のあった会員以外や自家授精の状況について、いまのところ、優先して家畜人工授精所に立入検査をしています。一方で、農家さんに知っていただき、理解してもらうことが大事で、ポスターにもあるように「和牛精液や受精卵の農家間売買は犯罪です」といった表記や漫画の形で契約の重要性について分かりやすくお伝えする取組をしています。こうした取組と立入検査を組み合わせて行くことが肝要と考えます。

また、システムについては、使用されない理由も、別のシステムを使っている、種付けの数も多くないので紙で対応、等様々であります。また、システム自体も、非常に真面目に作っているため、家畜改良増殖法に基づく必要な事項を入れていただく形になっており、そのことで必要な帳簿が整理できたり、証明書の発行ができるようなシステムになっていますが、使い勝手の部分で応え切れていないのではとの声もあります。このシステムに関しては、我々としても利用をしていただきたいと思っているので、次回に向けてどういう改修をしてきたかなどを紹介したいと考えます。

(林委員)

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の成立に携わらせていただき、その後運用がどうなったのかと考えていたところ、実情を教えていただき、これまでの活動に感謝を申し上げます。この法律を運用するためには、やるべきことが喫緊にいくつかあると思っています。植物品種と違って、和牛遺伝資源の保護については、知的財産権としての所有権的な保護制度がない中で、いわば苦肉の策として、不正競争防止法という行為を規制する法律の枠組みを使って、家畜遺伝資源に係る法律を作ったので、この法律が実効性を持つには、まず、第一に、譲渡契約において、契約で合意した目的以外には使わないように約束をして貰うことが出発点になります。第二に、契約締結義務はないので、契約締結を促進するためには、家畜人工授精師の資格や義務を厳格なものにすることや、不正が発生した時に、発見できるトレースできるように流通管理の登録システムを作ることが大事です。そのため、譲渡契約制度とトレースできる流通管理システムの2本建て、制度とアーキテクチャーというシステムの両輪で初めてこの法律の実効性が保てるという想定でこの法律が作られたと言えると思います。したがって、1点目としては、強谷委員からご指摘があったように、流通管理システムへの登録は約6,000あるので、登録した以上はいかにこれを使っていただくか、ということが大事だと思います。登録がここまで進んでいるということは登録へのインセンティブはある状況にあるので、この登録をした以上は、システムを使う何か紐付けする工夫ができないか、というのが一つご提案です。民間のシステムの方が使い勝手が良いということであれば、情報共有をしてコネクトをするような、民間事業者のアプリにもこちらのシステムとのコネクターをつけていただいて、インターオペラビリティという相互互換性があるような形にさせていただいてはどうでしょうか。一般的に、民間の方が小回りのき

くシステムを作りがちで、我々の方はシステムをつくることよりも、情報をとりまとめて制度の実効性を担保することが目的なので、アプリ業者にもコネクターをつけて貰う協力を仰いではどうでしょうか。参考資料3P26において、令和7年度予算の中でシステム強化対策を検討されているとのことであり方について議論できればと思います。これが1点目です。

2点目としては、譲渡契約の締結率を上げるために、いまは義務化されていないという意味では、自家授精については、農家は契約書も作らないし、登録もされないということで、抜け穴になっていると思います。デジタルな登録とリンクする形で、ワンストップで譲渡契約ができるようになれば、現場の手間を省くことになるのではないかと思います。恥ずかしい話ですが私自身も最近手書きで紙に書き込むのは負担になってきています。譲渡契約についても、デジタルにワンストップできるように検討して頂きたいと考えています。農家のみなさまの手間を如何に減らして貰うかが大事だと思います。

3点目としては、この部屋にも貼られているポスターには「和牛精液・受精卵の農家間売買は犯罪です!」と明確に書かれていますが、この法律を作った時には、運用においてはマイルドな表現が望ましいと言うことで、精液証明書の利用制限に係る記載ぶりについて「～の目的のみで利用できる」というように「できる」というポジティブな表現で記載されています。ご相談いただいた時には私は禁止文言を書くべきと申し上げました。私の希望としては「国内での肉用牛の生産及び改良以外の目的では使用できません」という禁止形で記載いただけるとより明確になると思います。

(伏見委員)

非常に分かりやすい資料でした。新しい法律にも関わらず、これまで大きな問題等もなく、事務方としては体制を整えて、対応いただいたと思います。今後の実行性を高めていくことが大事かと思いますが、資料3P9に記載のある未受精卵の取り扱いについては、しっかりやっていく必要があると思います。未受精卵の管理もしっかりやっていく必要があると思いますが、生体から卵子を採取した際に、いくつ取ったのかが分かるように管理をしっかりしていくことが大事です。全体としては、今回整理されていると思いますので、改善すべき点があれば、2回目以降意見を申し上げたいと思います。

(安森委員)

5年前の法律制定の時に、前任の高橋がお世話になりました。平成30年に輸出の事件があり、事業団としては、改良における川上のいる団体であり、精液を生産し、使用者の獣医師や家畜人工授精師に利用いただき、繁殖農家や酪農家にお渡しする役割があります。当時の事件は衝撃的で、種雄牛センターにも家畜人工授精所を開設していないところから問い合わせがありましたが、法律の趣旨を説明しながら当団も微力ながら啓蒙を行い、納得いただきました。農政局や県庁がご苦労されて認知されてきたところです。我々事業団は、生産の川上にいる立場として、ご指導を受ける立場にもあります。今回、家畜人工授精用精液証明書やストローもサンプルとしてお示しするのも誉れであります。検査を受ける立場からも、農政局や県庁から指導も受けており、この法律を100%厳守できたわけでもありません。私どもも自分たちの業務上において誤解のあ

る解釈も多々あり、この5年間の間に、出先のほぼ100%に立入検査に入っただき、農政局等からご指摘を受けてきたところでもあります。自分たちの襟を正す良い機会になりました。当団では、団体、家畜人工授精師やJAなどに精液を届けている立場にあり、現在、約70名の職員が現場に出ており、農家に頼られる立場でもあり、家畜改良増殖法を厳守する立場で助言なども行っているところです。今後ともご指導のほど、また、助言もさせていただきたいと思います。

(飯野室長)

林委員からご意見で、「登録した以上は使うようにする、民間のものと紐付けるようにすること」について、正しく我々もその方向性に持って行きたいと思っています。今の実態を少し話させていただくと、民間のシステムは使い勝手は良いものの、家畜改良増殖法に必要な項目が全て入っているわけではないので、そこをどうするかなどの課題があるものと理解しています。

「譲渡契約についてもデジタルで実施し、また証明書の中にしっかりと記載してはどうか。」という意見についても、家畜人工授精用精液証明書の利用制限の記載ぶりについては、精液は100%、受精卵85%までできている、そういう意味では大宗がやれている状況もあるので、そうした環境も踏まえながら第2回目以降議論いただけるようにしたいと思います。

(佐野専門官)

伏見委員のご指摘の「未受精卵の取り扱い」についてですが、家畜改良増殖法において未受精卵が定義されておりまして、家畜人工授精簿に未受精卵の採取した個数を記録することになっています。体外受精卵の生産の一つの工程として情報を記載することにはなっています。

(島田座長)

全体を通じて、何かありましたら、お願いいたします。

(佐野専門官)

穴田委員からのご意見の「体内証明書と採取の関する証明書の関係」について、注入年月日について採取の方には記入がないことですが、正しくそうでした、体外受精卵証明書も同じ構成になっています。しかし、実際に使った家畜人工授精用精液証明書番号は記載されるようになっているので、何を使ったのかは担保されるようになっています。

(穴田委員)

そういう状況の中で、現場では同じような証明書が2種類あるため、一部に混乱が生じています。受精卵の“卵”証明書なのか、“採取”に関する証明書なのかについて、現場の獣医師が十分に分かっている良いのですが、採取に関する証明書は、ドナーの所有者に渡すべきところ、受精卵と一緒に動かしている例もあるので、うまく様式を統一するなどの必要かと思います。伏見委員から意見もあったように、未受精卵の数も管理するのであれば、採取に関する証明書で完結するのではなく、受精卵証明書と卵と一緒に動かしてもらうところまで踏み込んで貰うと良いと思います。採取に関する証明書は、イメージとしては、自分の雌牛に注入することしか想定されていなかったと思いますが、近所の農家の牛を集めてきて移植する事もあり得るので、そうなる

と受精卵証明書は必要になってきます。この機会に何かの議論ができればと思います。

(林委員)

現在の家畜改良増殖法第14条の規定で、未受精卵について、法改正無く、省令で明確に対象に含めることはできるでしょうか。

(飯野室長)

前回の法改正等の検討においても未受精卵を対象にしなかったのは、実体上、未受精卵が劣化しやすく、流通の実態がないため、位置づける必要が無いということでした。ここについては、その後5年経ったので、技術の検証をしたいと思っています。

(林委員)

この話ではなく、一般のブランド管理でいうと、例えばブランド品の横流しは、工場で余分に作ったものを出荷しないで、横流しするのが常套手段です。このように、未受精卵を管理対象から外すことは、そのような犯罪を生む不正流通の温床になります。流通がないから不要というよりは、不正競争の流通を阻止するために、未受精卵の管理を含めることが現時点において必要かと思うので、ご検討いただきたいと思います。

(飯野室長)

技術の部分とセットになると思うので、次回にお示しさせていただきたいと考えます。

(富澤課長)

未受精卵については、取り扱いがかなり難しく、そもそもちゃんとした未受精卵か使えるものかどうかは分からない状況があります。体外授精してみて受精卵として発育したら正常である、また授精適期も非常に限られて6時間程度もないことから横流ししようとしても時間が過ぎてしまうと使い物にならないという点もあるので、そうした技術的な点も含めて説明させていただきたいと思っています。

(林委員)

物と違って横流しを心配しているわけではなくて、農家で庭先での状況を心配しています。

(石木委員)

譲渡契約をしているところは、資料3 P13の例に沿っているという理解でよろしいでしょうか。

(佐野専門官)

立入検査等で見させていただいているが、大体はP13の約款例に沿って対応されています。

(島田座長)

その他にありますか。

(越智委員)

前回も、簡易化できたらというのは挙がっていました。デジタル化は一つキーワードであったので、予算のこともあると思いますが、スマホを皆持っていると思うので、更なる簡略化を検討してもらいたいです。この資料の漫画も面白いですが、パッと農家が見て分かりやすいかという、分かりづらいというのが私の印象で、もう少しコンパクトに文字も大きくして、言いたいことを簡便に伝えられるようにすると良いと思います。

(島田座長)

その他にありますか。

(追加の意見等なし)

(島田座長)

今日のところは議論も尽きたと思います。次回につきましては、課題と検討方向について、議論をしたいと思いますので、事務局は、本日の議論を踏えて、資料の作成をお願いしたいと思います。その他事務局から何かありましたら、説明ください。

(富澤課長)

今回は、本日いただいたご意見を踏まえて、いろいろ整理しながら、資料の準備をいたします。日程につきましては、5月13日を考えております。事務局から改めて連絡をさせていただきます。

(飯野室長)

本日の議論の取り扱いについて、議事概要を事務局で作成し、確認いただき、ご了解を得た後に公表を予定です。

(林委員)

事業団からいただいたサンプルを持ち帰ってもよろしいでしょうか。

(安森委員)

問題ないです。

(島田座長)

議事概要と資料については、只今の説明の通りとしたいと思いますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(島田座長)

それでは第1回の検討会を閉会いたします。